

## 名護市辺野古の米軍新基地建設を容認する最高裁判決に強く抗議する声明

- 1 名護市辺野古沖の公有水面埋立承認取消をめぐり、翁長雄志沖縄県知事が国土交通大臣からの是正の指示に従わないのは違法だとして、国が沖縄県を訴えた訴訟の上告審の判決が、2016年12月20日、最高裁第2小法廷（鬼丸かおる裁判長）において言い渡された。

判決は、福岡高等裁判所那覇支部（多見谷寿郎裁判長）が国の主張を全面的に容認して同年9月16日に示した判決（以下「原判決」という。）をそのまま認容して専ら形式的な法解釈を行ったうえで、沖縄県の上告を棄却した。

自由法曹団は、新基地建設反対を強く訴える民意よりも日米安保体制を優先し、司法の役割を放棄したに等しいこの最高裁判決に強く抗議する。

- 2 沖縄県は、原判決が具体的な根拠法なく条約のみによって辺野古新基地建設を行うことを容認している点は憲法41条及び92条の解釈、また辺野古新基地建設は何ら自治権侵害をもたらさないとする点は憲法92条の解釈をいずれも誤ったものであるとしていた。

また、沖縄県は、行政処分の職権取消や公有水面埋立法4条1項に関する原判決の法解釈に誤りがある点や、原判決が自ら新基地建設の当・不当問題を国の主張を丸のみにして自らの判断に置き換えてしまっている点などに関し、重大な誤った判断があるとの理由で上告をしていた。

- 3 これに対し、本判決は、沖縄県の上告理由に正対することなく、前知事が行った埋立承認処分に違法等が認められるかの判断に終始し、公有水面埋立法4条1項の第1号要件及び第2号要件につき、前知事が行った適合するとの判断にほぼ無限定な裁量を認めてその違法性がないと指摘したのみであって、翁長知事の取消し処分の正当性・妥当性については言及を回避した。前知事処分（承認）に大幅な裁量権を認めながら、翁長知事の処分（承認取消し）の裁量は認めないといっているものである。

また、法令解釈にあたり、国と自治体首長双方の間の権限行使のあり方につき、沖縄県民の民主的で自主的な判断を無視して、国の判断をそのまま容認したことは、地方の「地方自治の本旨」に対する旧態たる理解・解釈に堕ちている。再三に亘る選挙で示された新基地建設に強く反対する沖縄県民の総意を謙虚に受け止め、これを法令の解釈に反映させることが、国家の専横を防ぎ、地方自治を擁護すべき今日

の最高裁に求められた職責である。

にもかかわらず、世論・民意を無視し、利益衡量すらもせず、原判決に追随した本判決は、憲法の番人、民主主義の擁護を至上の課題とする最高裁が司法の責務を自ら放棄した極めて不当な判決といわざるを得ない。

- 4 もっとも、本判決は、新基地建設の当否を判断していない。原判決は、「普天間基地の被害の除去には辺野古新基地建設以外にない」という国の主張を丸のみしたが、本判決は詳しい判示の中でそのような判断はしていない。原判決は、法令の形式的解釈によって、国の主張を丸のみして積極的に新基地建設の必要性につき、その合理化・正当化を図り、沖縄県民の反対の意思を踏みにじる判示をした。本判決ではこの判断を踏襲することができなかつたためであろう。ここに沖縄県と全国の反対運動の成果が反映されている。

私たち自由法曹団は、本判決に強く抗議すると同時に、引き続き翁長知事の新基地建設反対のたたかいを全力で支援し、沖縄県民と連帯して、辺野古新基地建設を阻止するための沖縄県と全国の運動をあらゆる分野において全力で取り組み、新基地建設を阻止するまで奮闘することを表明する

2016年12月22日

自由法曹団 団長 荒井 新二  
自由法曹団 沖縄支部長 新垣 勉